

# 市立三次中央病院建替基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

市立三次中央病院建替基本設計業務の実施には、病院建設についての豊富な知識・経験、また、高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。

また、病院を稼働させながらの現地建替え建設事業であることに加え、昨今の恒常的な職人不足、建設資材の高騰、消費税の増税などによる建設費の高騰に対し、質の高い建物を病院経営の観点も含め、適正な建設費で整備するための資質を有した事業者の選定が重要である。

本要領は、このような能力を有し、市立三次中央病院建替基本設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

## 2 業務概要

「市立三次中央病院建替基本計画」に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。

また、詳細については、別紙「市立三次中央病院建替基本設計業務委託特記仕様書」等によるものとする。

### (1) 委託業務名称

市立三次中央病院建替基本設計業務委託

### (2) 履行期間

契約締結日から令和7年5月31日（土）まで

### (3) 発注者

三次市長 福岡 誠志

### (4) 業務委託費

金 169,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 3 窓口・お問い合わせ先

三次市 市民病院部 病院企画課

住 所 〒728-8502 広島県三次市東酒屋町10531番地

電話番号 0824-65-0101

FAX 0824-65-0150

メールアドレス byouinkikaku@city.miyoshi.hiroshima.jp

## 4 応募資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている単体企業または設計共同企業体（以下、「共同企業体」という。）とする。

### (1) 基本的要件

- ① 三次市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。（三次市の競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、所定の入札参加資格審査申請書及び添付書類を市民病院部病院企画課へ提出し、契約担当課（総務部財政課）において、入札参加資格認定に準じた審査を行い、資格を満たすかどうかを判断し、同等と認められたものは参加でき

るものとする。)

- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③次のいずれにも該当しないこと。
  - ア民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立をされた者。
  - イ会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。
- ④三次市暴力団排除条例（平成23年7月1日条例第18号）第6条に定める暴力団員等、暴力団員等の配偶者（暴力団員等と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤国税、地方税に未納がないこと。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- ⑥この公示の日から契約の相手方を決定するまでの期間について、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア三次市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程に基づく入札参加停止もしくは入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同規程各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者。
  - イ三次市を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者。
- ⑦建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士2名以上の事務所であること。
- ⑧審査委員が役員もしくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び該当組織に所属していないこと。
- ⑨単体企業での参加の場合、平成26年4月以降に、病院の整備（一般病床200床以上の病院の新築又は診療棟を含む一般病床200床以上の病棟建替えに限る。）に関する設計業務を、元請として受託し、業務を完了した実績を有していること。

なお、設計業務とは、基本設計または実施設計における、建築設計業務及び設備設計業務をいう。

## （2）共同企業体に関する要件

- ①共同企業体は、2者または3者による自主結成であること。また、代表者の出資比率は過半であること。
- ②代表者以外の構成員の出資比率は、1者の場合10%以上、2者の場合は合計20%以上であること。
- ③各構成員は、技術提案書を提出しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- ④共同企業体の代表者は、平成26年4月以降に、病院の整備（一般病床200床以上の病院の新築又は診療棟を含む一般病床200床以上の病棟建替えに限る。）に関する設計業務を、元請として受託し、業務を完了した実績を有していること。

なお、設計業務とは、基本設計または実施設計における、建築設計業務及び設備設計業務をいう。

## （3）業務実施上の要件

#### ①業務の実施体制

ア管理技術者1名、「総合・構造・電気設備・機械設備」の業務分野の主任技術者をそれぞれ1名選任することとし、兼任することはできないものとする。

イ管理技術者及び総合主任技術者は、共同企業体の代表者の組織に属する者から選任すること。

ウ「構造・電気設備・機械設備」の業務分野の主任技術者は、共同企業体の組織に属する者から選任すること。

エ配置予定技術者（参加資格で配置を求める技術者をいう。）は、参加意思表示期限の日以前に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

#### ②配置予定技術者に対する資格要件は、以下のとおりとする。

ア管理技術者：現在の所属法人等に属し、単独又は共同企業体（代表者としての実績に限る。）の管理技術者又は総合主任技術者として設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。

イ総合主任技術者：単独又は共同企業体（代表者としての実績に限る。）の管理技術者、「総合」業務分野の主任技術者又は担当者として、設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。

ウ構造主任技術者：単独又は共同企業体の構造担当者として、設計業務を行った実績を有する一級建築士又は構造設計一級建築士であること。

エ電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者：単独又は共同企業体の担当者として、設計業務を行った実績を有する建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気、機械設備で合格し、同法による登録を受けている者）、一級建築士、又は設備設計一級建築士であること。

オ管理技術者、当該専門分野の主任技術者は、これらに準ずる立場として、過去10年間に、新築又は改築工事が完成した病院の基本設計及び実施設計の業務を行った実績があること。

カ総合主任技術者は、過去10年間に新築又は改築工事が完成した病院の基本設計及び実施設計の業務を行った実績を有していること。（2件以上）

### 5 業務受託者特定までの流れ

①「4応募資格」の要件をすべて満たす応募者が参加表明書を提出する。

② 参加表明をした者の参加資格要件を確認し、参加資格確認結果を通知する。

③要件を満たした応募者の中から、一次審査にて、提出された資料等の内容により一次審査通過者4者程度に選定する場合がある。一次審査通過者には、技術提案の要請を通知する。

④技術提案書を受け付けた後、二次審査にて公開プレゼンテーション及びヒアリング（以下、「ヒアリング等」という。）を実施し、企画提案書の内容を含めた総合的な審査を行い、最優秀者及び優秀者を決定する。

⑤最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。

⑥その他、不測の事態が生じた場合は、市立三次中央病院建替基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という）の判断により、協議の上決定する。

### 6 スケジュール（予定）

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

- ① 令和6年 1月19日（金）・・・プロポーザルの公告
- ② 令和6年 1月25日（木）・・・質疑締切（午後5時まで）
- ③ 令和6年 1月31日（水）・・・質疑回答
- ④ 令和6年 2月 6日（火）・・・参加表明書受付締切（午後5時まで）
- ⑤ 令和6年 2月 9日（金）・・・参加資格確認結果の通知
- ⑥ 令和6年 2月 9日（金）・・・一次審査、一次審査結果の通知、技術提案の要請
- ⑦ 令和6年 2月15日（木）・・・技術提案書作成にかかる質疑締切（午後5時まで）
- ⑧ 令和6年 2月21日（水）・・・技術提案書作成にかかる質疑回答
- ⑨ 令和6年 3月15日（金）・・・技術提案書受付締切（午後5時まで）
- ⑩ 令和6年 3月25日（月）・・・二次審査、業務委託候補者の特定
- ⑪ 令和6年 3月下旬 ・・・二次審査結果の通知
- ⑫ 令和6年 4月上旬 ・・・契約締結

## 7 手続等に関する事項

### （1）資料

#### ①配付資料

- ・市立三次中央病院建替基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・市立三次中央病院建替基本設計業務委託特記仕様書
- ・評価項目一覧表（一次審査用）
- ・プロポーザル様式集（一次審査用：様式1～7）
- ・技術提案書作成要領
- ・評価項目一覧表（二次審査用）
- ・参加辞退届（様式8）
- ・プロポーザル様式集（二次審査用：様式9～12）

#### ②配付場所

- ・上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ  
（※三次市（以下、「本市」という）のホームページにおいて、ダウンロードも可能。）
- ・「市立三次中央病院建替基本計画」については、本市のホームページにおいてダウンロードすること。

#### ③配付期間

- ・令和6年 1月19日（金）から令和6年 2月6日（火）まで  
※土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

### （2）質問書の受付及び回答

- ①受付期限：令和6年 1月25日（木）午後5時まで
- ②受付場所：上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③提出書類：質問書（様式7）
- ④提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。  
電子メール送信後、上記「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤回答方法：令和6年 1月31日（水）より本市ホームページ上にて回答を公開する。

### （3）参加表明書の受付

①受付期間：令和 6年 1月31日（水）から令和 6年 2月 6日（火）まで  
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

②受付場所：上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ

③提出書類：参加表明書（様式1から様式6-3及び必要添付書類）

④提出部数：各1部

⑤提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと）

（4）参加資格確認結果通知書の交付

7（3）で受けた参加表明書により資格確認を行い、参加資格確認終了後、参加資格確認結果通知書を送付する。

（5）技術提案書提出の要請

一次審査通過者に、技術提案書提出の要請書を送付する。

（令和 6年 2月9日（金）付けでメール及び郵送にて）

（6）技術提案書作成にかかる質問書の受付及び回答

①受付期間：令和 6年 2月9日（金）から令和 6年 2月15日（木）  
午後5時まで

②受付場所：上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ

③提出書類：質問書（様式11）

④提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。

電子メール送信後、上記「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。

また、質問のない場合は、提出する必要はない。

⑤回答方法：令和 6年 2月21日（水）より本市ホームページ上にて回答を公開する。

（7）技術提案書の受付

①受付期間：令和 6年 2月21日（水）から令和 6年 3月15日（金）  
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

②受付場所：上記「3窓口・お問い合わせ先」と同じ

③提出書類：技術提案要請書の写し、技術提案書（様式9から様式10-2まで）  
参考見積（様式12）

④提出部数：様式10-1から様式10-2までについては、原本1部、写し15部  
（写しについては、技術提案書の提出者を特定することが出来る内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。）様式12及び内訳書は、封かんしたものを1部。

また、技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCDを1枚提出すること。

※提出された技術提案書は、返却しない。

⑤提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）

⑥その他：原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。写しは1部毎に左肩  
1箇所をホチキス留め。

各ページに通し番号を振ること。

技術提案書は、用紙サイズに係わらず折らずに提出すること。

(8) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式8）」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

8 業務委託候補者の選定に関する事項

業務委託候補者の選定は、以下の審査委員会による。

(1) 審査委員会

審査委員会の委員は次のとおりとする。

氏名	所属・職名等
細美 健	三次市 副市長
堂本昌二	三次市 副市長
桑田秀剛	三次市 総務部長
笹岡潔史	三次市 経営企画部長
加藤伸司	三次市 建設部長
立花周治	三次市 福祉保健部長
浅原利正	広島県参与（医療担当）
田中貴宏	広島大学 大学院先進理工系科学研究科 教授
永澤 昌	市立三次中央病院 病院長
立本直邦	市立三次中央病院 副院長
田中幸一	市立三次中央病院 副院長
丸山 聡	市立三次中央病院 診療技術部長
阿川純子	市立三次中央病院 看護部長

(2) 業務委託候補者の特定

審査委員会が、業務委託候補者の特定を二段階審査方式で実施する。

① 一次審査

審査委員会が、参加表明書と共に提出された会社実績等の内容を審査し、上位4者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果については、一次審査終了後に文書で通知する。この審査結果について異議は認めない。

② 二次審査

審査委員会が、一次審査通過者に対しヒアリング等を実施し、技術提案書内容（設計業務受託見積金額を含む）及びヒアリング等内容を総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。

③ ヒアリング等

ア 対象

一次審査通過者

イ 実施日

令和 6年 3月25日（月）

ウ 出席者

出席者は、配置予定の管理技術者と総合主任技術者、主任技術者に限る4名以内と

する。

ただし、PC操作者を加えることは認める。

#### エ ヒアリングの方法

ヒアリングは一般公開とし、説明及び質疑回答は管理技術者、総合主任技術者が中心に行う事とする。

詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。

#### ④ 結果通知

審査結果については文書で通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

#### ⑤ その他

応募者が1者の場合でも有効とする。

### 9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- ①技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- ②技術提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- ③技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- ④技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ⑤許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ⑥本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- ⑦その他不正な行為があったと認められたとき。

### 10 業務の契約

- ①市長は審査委員会が特定した最優秀者を当該業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、優秀者を契約候補者として決定した上で、契約を締結する。
- ②契約に際し、規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

### 11 結果の公表

本市のホームページで公表する。最優秀者及び優秀者の名称、審査経過、二次審査対象者の提案内容（様式10-1～10-2）及び二次審査対象者に対する講評を掲載する。

### 12 留意事項

- ①応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- ②提出書類は返却しない。なお、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- ③提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、三次市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- ④本市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

- ⑤本市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ⑥応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- ⑦提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- ⑧提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、応募者は失格とする。
- ⑨「4 応募資格」の要件を満たさなくなった場合には、応募資格を失うこととなる。また、提出された技術提案書等は無効となる。
- ⑩提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。  
ただし、本市が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- ⑪業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者の同意の上、変更できるものとする。
- ⑫ 受注者は、別途、業務委託（予定）する CM 会社、コンサルティング会社、医療情報システムベンダー等との協議・協力の上、業務を行うこと。
- ⑬ 本業務において、地元経済への波及効果等を考慮した積極的な活用に配慮すること。